

## 通勤手当の不適正受給について

職員の通勤手当について現況確認を行ったところ、不適正な受給状況にある職員が多数判明しました。県民の皆様にご迷惑をお詫び申し上げますとともに、信頼回復に向けて、再発防止に真摯に取り組んでまいります。

### 1. 経緯・概要

- 令和7年度において公共交通機関による通勤手当を受給している職員に対し、交通費の実支払状況の確認を実施。
- 手当受給に際し認定されていた経路に沿った定期券の写しなどの根拠資料を提出できなかった職員等に対し、手当を返納させるとともに、嚴重注意等を行ったもの。

### 2. 対応

- 手当の返納
  - ・ 返納対象者： 384名
  - ・ 返納額： 約1,228万5千円
- 注意処分

制度所管課の管理監督者（総務部長、総務部次長（人事課長事務取扱）、総務厚生センター所長）		嚴重注意
返納対象者	管理職（課長補佐級以上）	嚴重注意 65名
	その他の職員	文書注意 253名 口頭注意 66名 ※

（※育児、介護、本人の体調など一定の事情のあった者）

### 3. 再発防止策

勤務地異動後の通勤経路変更漏れや根拠資料の不備など制度・運用に係る職員の認識不足が大きな要因であること等に鑑み、制度の周知徹底を行った上で、人事異動期などの時宜を捉え根拠資料の確認を定期的かつ厳格に行う。